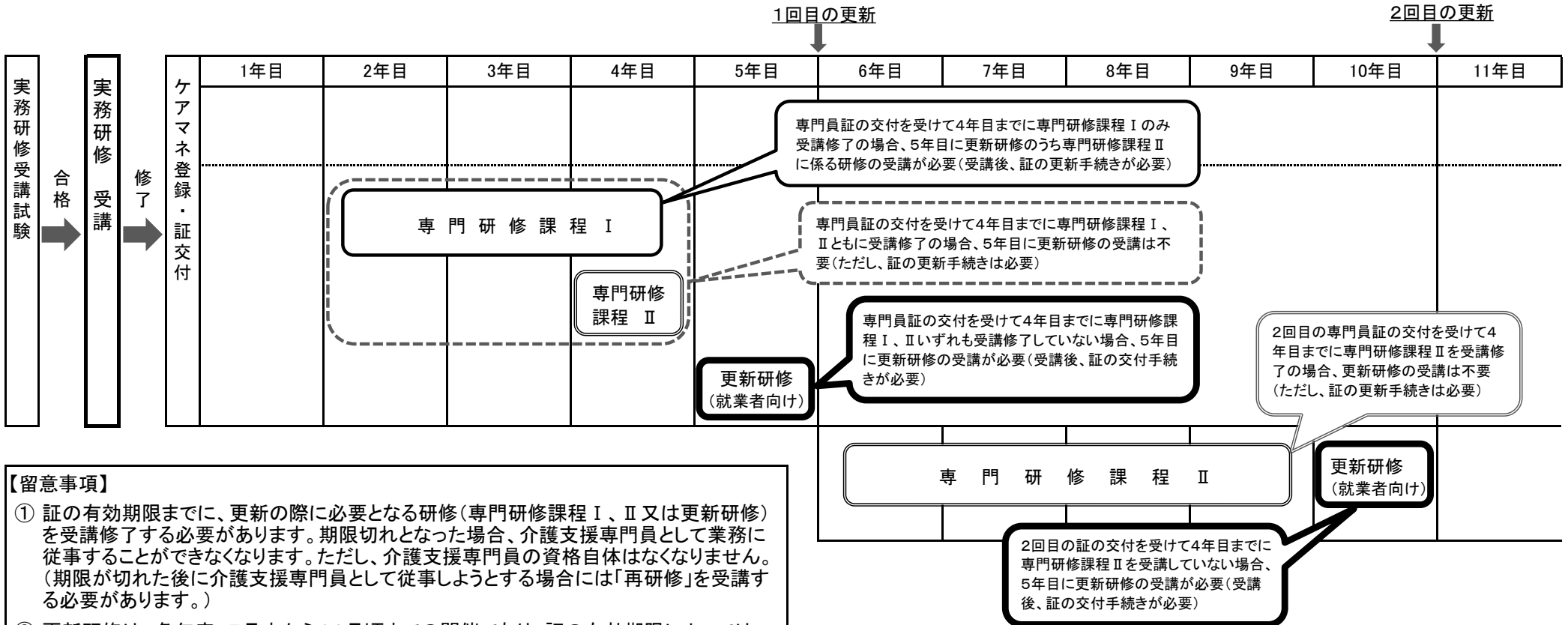


介護支援専門員の研修体系

●ケアマネとして業務に従事している者、又は従事していた者

研 修 名	受 講 対 象 者	
	1回目の更新の場合	2回目以降の更新の場合
専門・更新(就業者向け)研修 (毎年度、5月から11月頃までの期間で実施予定)		
専門研修課程Ⅰ	介護支援専門員としての実務に従事している者で、就業後6か月以上の者	
専門研修課程Ⅱ	介護支援専門員としての実務に従事している者で、就業後3年以上の者(ただし、専門研修課程Ⅰを修了した者に限る)	専門員証の有効期間中に、介護支援専門員としての実務に従事している者で、就業後3年以上の者
更新研修(就業者向け)	介護支援専門員証の有効期間が1年以内に満了する者で、専門員証の有効期間中に、介護支援専門員として実務に従事している者又は従事していた経験を有する者	介護支援専門員証の有効期間が1年以内に満了する者で、専門員証の有効期間中に、介護支援専門員として実務に従事している者又は従事していた経験を有する者



専門員証の交付を受けて4年目までに専門研修課程Ⅰのみ受講修了した場合、5年目に更新研修のうち専門研修課程Ⅱに係る研修の受講が必要(受講後、証の更新手続きが必要)

専門員証の交付を受けて4年目までに専門研修課程Ⅰ、Ⅱともに受講修了した場合、5年目に更新研修の受講は不要(ただし、証の更新手続きは必要)

専門員証の交付を受けて4年目までに専門研修課程Ⅰ、Ⅱいずれも受講修了していない場合、5年目に更新研修の受講が必要(受講後、証の交付手続きが必要)

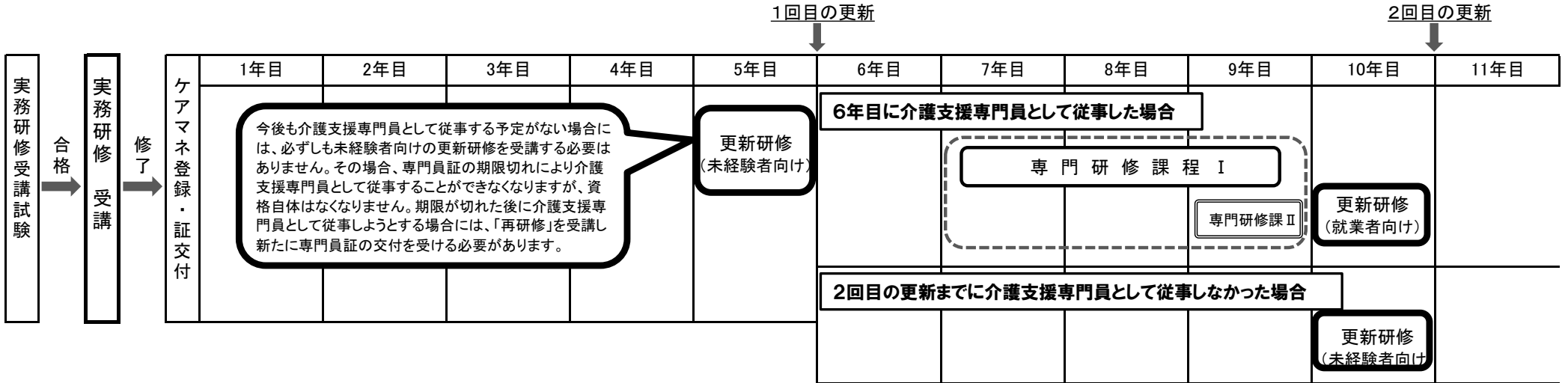
2回目の専門員証の交付を受けて4年目までに専門研修課程Ⅱを受講修了した場合、更新研修の受講は不要(ただし、証の更新手続きは必要)

2回目の証の交付を受けて4年目までに専門研修課程Ⅱを受講していない場合、5年目に更新研修の受講が必要(受講後、証の交付手続きが必要)

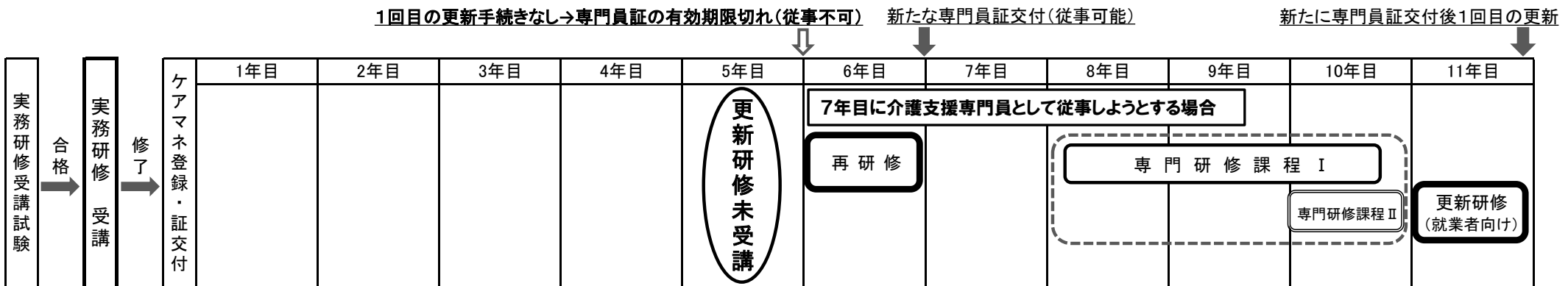
介護支援専門員の研修体系

●ケアマネとして業務に従事した経験のない者で更新を行う者

研修名	受講対象者	備考
更新(未経験者向け)研修	介護支援専門員証の交付を受けてから、その有効期間が満了するまでに介護支援専門員として実務に従事した経験を有しない者	各年度、1月から3月までの期間で実施予定
再研修	介護支援専門員として都道府県の登録を受けた者で、登録後5年以上実務に従事したことがない者又は実務経験はあるがその後5年以上実務に従事していない者で、新たに専門員証の交付を受けようとする者	各年度、1月から3月までの期間で実施予定



●1回目の更新手続きを行わなかった者(あるいは専門員証の有効期限が切れていて、新たに専門員証の交付を受けようとする者)



【留意事項】

- 専門員証の有効期間が満了日を経過しても、介護支援専門員の資格自体はなくなりません。ただし、有効期間が満了した専門員証では、介護支援専門員として業務に従事することはできません。有効期間満了後、介護支援専門員として業務に従事しようとする場合には、再研修を受講し、新たに専門員証の交付を受ける必要がありますのでご留意下さい。